

# 経済産業省

平成19年2月16日

## 開放式瞬間湯沸器に係る一酸化炭素中毒防止対策について

経済産業省原子力安全・保安院  
液化石油ガス保安課

平成19年2月7日、神奈川県において、リンナイ株式会社製の開放式小型湯沸器（不完全燃焼防止機能付き）を使用中に消費者の方が一酸化炭素中毒により1名死亡する事故が発生しました。これを受け、経済産業省では、2月9日に、本事故について、同機種及び類似機種による過去の事故事例とともにプレス発表し、開放式瞬間湯沸器を使用する場合には、換気扇を回す、窓を開けるなど、確実に換気を行うよう消費者に対し注意喚起したところです。

開放式瞬間湯沸器を使用する場合の換気の必要性については、これまでも行政からの注意喚起、液化石油ガス販売事業者による周知などにより、徹底を図ってきたところですが、消費者の方に徹底されるまでには至っていないと考えます。

今回事故が発生したものと同種の製品等については、ガス機器製造事業者による点検が行われており、また、政府、業界団体等による広報活動にも力を入れてまいりますが、一酸化炭素中毒事故を未然に防止し、消費者の安全・安心を確保するために、液化石油ガス販売事業者・保安機関に対し、下記事項について実施するよう要請します。

### 記

#### 1. 消費者に対する周知活動の強化

緊急対応として、開放式瞬間湯沸器を使用する場合の換気の必要性を改めて周知すること。

特に、換気が不十分な状態で使用すると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こし、死亡事故にいたる恐れがあることを周知文書等に盛り込み、消費者に対し、事故被害の大きさを認識させること。

#### 2. 点検の実施

周知活動の強化を通じ、開放式瞬間湯沸器使用者から、機器の点検要請があった場合には、速やかに当該機器の一酸化炭素発生状況について点検すること。